

騷音・振動

I 騒音・振動公害の現況

1 環境基準

騒音・振動は、住民の日常生活に身近な問題として深く関わり、また、感知する者の主観や感情に大きく左右される、いわゆる“感覚公害”の1つとされています。他の公害と比べて苦情としての件数が多く、中でも製造事業所の生産活動や建築・土木工事に起因するものがその多くを占めています。

また、心理的要因も影響することから、その解決に困難を極めるのが特徴です。

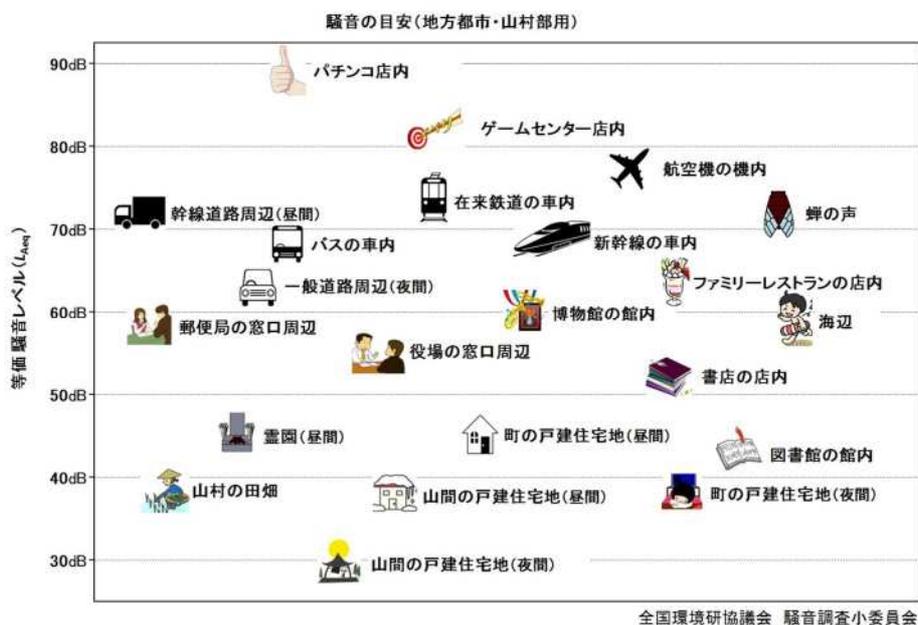
本市においても、住・工の混在が大きな問題として存在し、さらに、これらの工場等の多くが中小規模であるため、資金面等から、防止対策や移転等による問題解決が困難である場合が多く、騒音・振動問題をより深刻化させています。

一方、市内には、東海道新幹線及び東海道本線という主要鉄道、また、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号等の我が国の動脈とも言える幹線道路が通過しているため、交通機関に起因する騒音・振動問題を生じ、加えて、工場等への大型トラックの往来も多いことが道路交通公害の一因ともなっています。

その他にも、建設作業に伴う騒音・振動や近隣騒音、深夜騒音などの住民の生活形態の多様化等に起因する苦情も増えています。

騒音に関する環境基準は、「騒音に係る環境基準」（表-1）、「道路に面する地域における環境基準」（表-2）、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」（表-3）により定められています。これらの基準については、平成11年4月1日から施行され、地域類型、基準値、時間区分などが変更されました。また、評価手法についても従来の中央値（ L_{50} ）から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更されています。

図-1 騒音レベルの目安（地方都市用）



表－1 騒音に係る環境基準

〔平成10年9月30日 環境庁告示第64号〕

地域 類型	時間の区分		該当地域	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	該当基準	富士市の場合
AA	50dB(デシベル) 以下	40dB以下	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	
A	55dB以下	45dB以下	専ら住居の用に供され る地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B			主として住居の用に供 される地域	第一種住居地域 第二種住居地域 市街化調整区域 準住居地域
C	60dB以下	50dB以下	相当数の住居と併せて 商業、工業等の用に供 される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 一部の市街化調整区域※

※ 一部の市街化調整区域とは、弥生新田周辺と浮島工業団地

表－2 道路に面する地域における環境基準 〔平成10年9月30日 環境庁告示第64号〕

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表－3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準〔平成10年9月30日 環境庁告示第64号〕

幹線交通を担う道路に近接する空間	時間の区分	
	昼間	夜間
(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路においては その道路端から15メートルの範囲 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路において はその道路端から20メートルの範囲	70dB以下	65dB以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。		

(注) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
(2) (1)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2 道路に面する地域の騒音調査

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）により、騒音レベルの指標が変更されるとともに、その評価方法についても従来の「その地域を代表すると思われる地点、あるいは問題を生じやすいと思われる地点における達成地点の数あるいは割合を評価する」（点的評価）から、「原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する」（面的評価）を原則とすることとされました。

令和4年度は、一般国道1号の宮島地先と市道田子浦伝法線の蓼原地先など市内8路線8測定点において道路騒音等の測定を実施し（表-4、図-2）、8路線56.5kmについて、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して評価を行いました（表-5）。

令和4年度の調査結果を評価区間の住居等戸数で見ると、環境基準達成率は、昼・夜とも達成：91.0%、昼のみ達成：3.3%、夜のみ達成：0.1%、昼・夜とも未達成：5.6%でした。一般国道1号の環境基準達成率(昼・夜とも)が42.5%と低い理由は、交通量が多く大型車の混入率が高いため、昼間も夜間も騒音レベルが高いことが考えられます。

図-2 令和4年度道路交通騒音測定地点

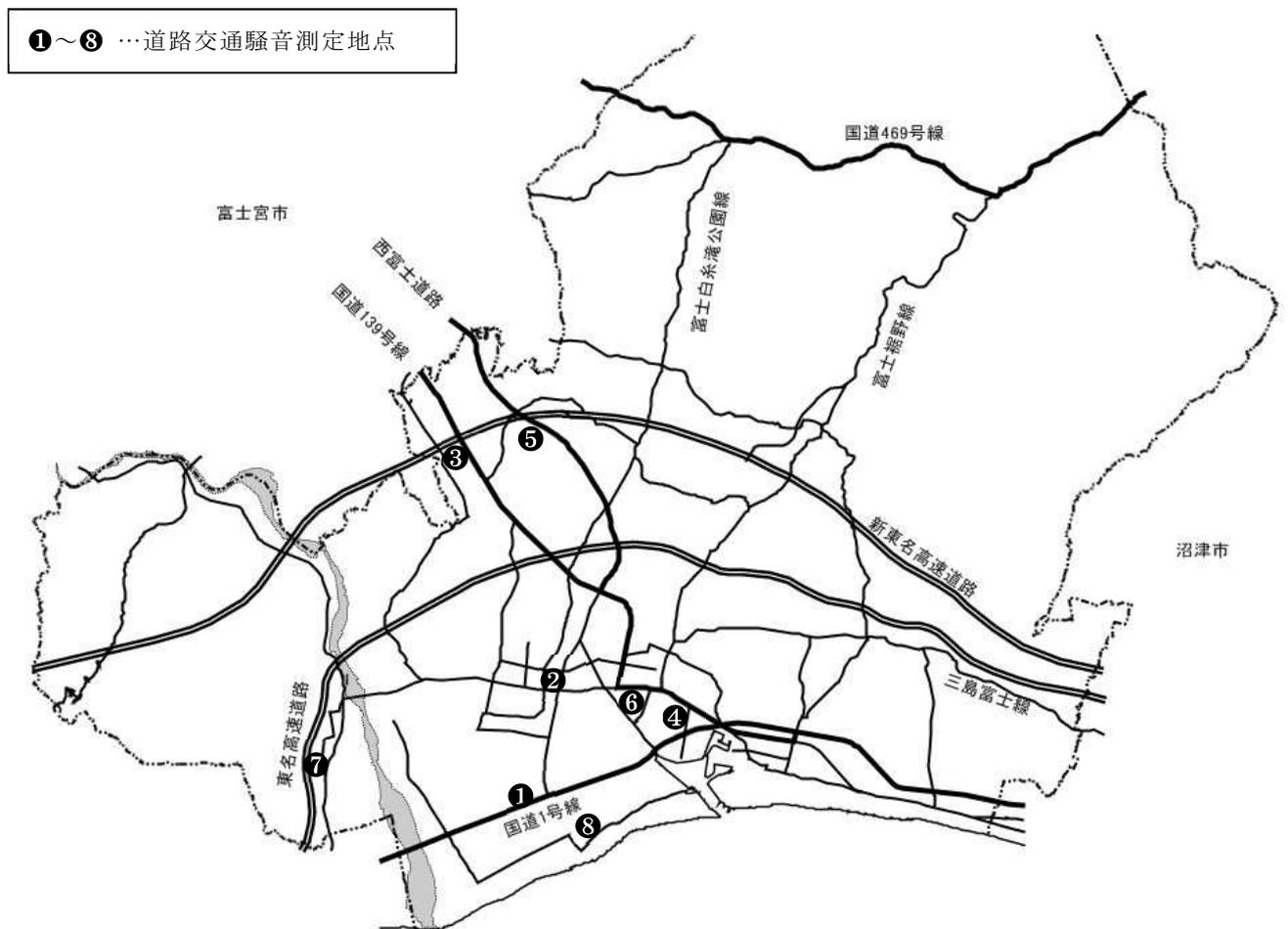


表-4 令和4年度 自動車交通騒音等実態調査（面的評価の測定地点）

No.	道路名	測定場所	環境基準 種類	測定月日		車線 数	測定位置(m)		騒音レベル		環境基準		要請限度		交通量 (台/10分)	
				開始	終了		車道端 からの 距離	地上 からの 高さ	L_{Aeq} (単位: dB)		適否		適否		昼間	夜間
									昼間	夜間	昼間	夜間				
													70 以下	65 以下		
1	一般国道1号	宮島地内	B	11/15	11/16	5	3.8	1.2	76	74	×	×	×	×	471	160
2	市道田子浦伝法線	蓼原町地内	C	11/15	11/16	4	7.5	1.2	67	63	○	○	○	○	290	74
3	新東名高速道路	入山瀬地内	A	11/15	11/16	6	20.5	1.2	58	56	○	○	○	○	391	289
4	一般国道139号	荒田島町7地内	B	11/15	11/16	2	4.0	1.2	71	68	×	×	○	○	168	27
5	一般国道139号 (西富士道路)	厚原地内	B	11/15	11/16	4	15.5	1.2	59	55	○	○	○	○	351	49
6	吉永吉原停車場線	鈴川本町4地内	C	11/15	11/16	2	2.0	1.2	60	52	○	○	○	○	22	2
7	富士停車場線	横割3丁目8地内	C	11/15	11/16	2	4.9	1.2	63	57	○	○	○	○	120	8
8	富士富士宮線	伝法地内	C	11/15	11/16	2	4.1	1.2	69	64	○	○	○	○	210	37

※ 騒音レベル：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）のエネルギー平均

※ 交通量：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）の各時間帯10分間測定の上下線合計の平均値

表-5 令和4年度 道路騒音に係る環境基準の達成状況面的評価

No.	道路名（評価区間）	車線 数	住居等 戸数	環境基準達成戸数（戸）と環境基準達成率（%）								区間 延長 (km)
				昼・夜 とも 達成	昼・夜 とも 達成	昼のみ 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	夜のみ 達成	昼・夜 とも 未達成	昼・夜 とも 未達成	
1	一般国道1号	4	431	183	42.5	91	21.1	0	0.0	157	36.4	12.1
2	市道田子浦伝法線	4	131	131	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9
3	新東名高速道路	6	322	318	98.8	1	0.3	0	0.0	3	0.9	19.6
4	一般国道139号	2	703	675	96.0	18	2.6	0	0.0	10	1.4	5.9
5	一般国道139号 (西富士道路)	4	417	417	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6.1
6	吉永吉原停車場線	2	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.6
7	富士停車場線	2	595	594	99.8	1	0.2	0	0.0	0	0.0	2.9
8	富士富士宮線	2	666	649	97.4	0	0.0	1	0.2	16	2.4	5.4
合計		-	3,319	3,021	91.0	111	3.3	1	0.1	186	5.6	56.5

3 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の騒音・振動調査

一般地域における環境基準の達成状況の地域としての評価方法については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）により「原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。」とされました。

令和4年度は6測定点を選定して調査を実施しました。達成状況については、昼・夜ともに達成：66.7%（4測定点）、昼のみ達成：33.3%（2測定点）でした（表-6、図-3）。

表-6 令和4年度一般地域環境騒音・振動測定結果

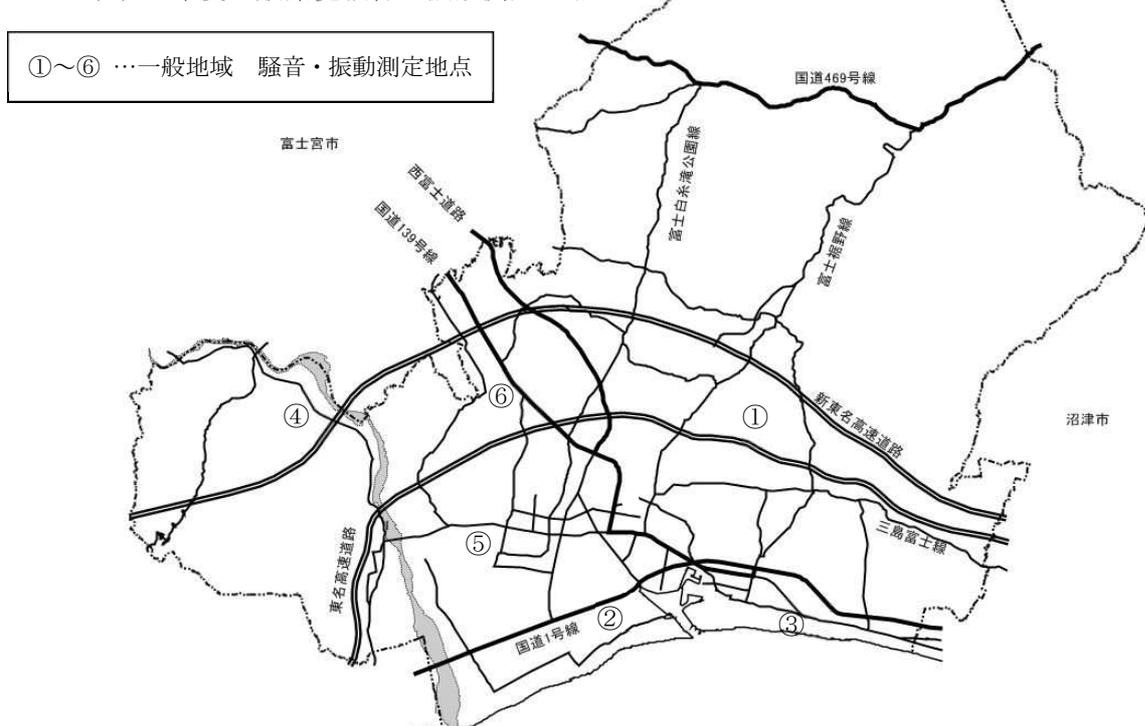
No.	測定地点	用途地域	地域の 類型	測定年月日		測定値 (dB)		環境基準 (dB)		環境基準 適否		振動測定値 (dB)	
				開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	富士見台	第一種低層住居専用地域	A	R5.2.20	R5.2.21	55	43	55	45	○	○	33	30 未満
2	中丸	第二種中高層住居専用地域	A	R5.2.20	R5.2.21	50	50	55	45	○	×	30 未満	30 未満
3	沼田新田	第一種住居地域	B	R5.2.20	R5.2.21	55	53	55	45	○	×	39	36
4	南松野	市街化調整区域	B	R5.2.16	R5.2.17	47	45	55	45	○	○	30 未満	30 未満
5	平垣本町	商業地域	C	R5.2.16	R5.2.17	50	45	60	50	○	○	30 未満	30 未満
6	久沢	工業地域	C	R5.2.16	R5.2.17	55	47	60	50	○	○	30	30 未満

※ 評価は、騒音は等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、振動は時間率振動レベル（ L_v10 ）である。

※ 騒音レベル：昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）

※ 振動レベル：昼間（午前8時～午後8時）、夜間（午後8時～翌日の午前8時）

図-3 令和4年度一般環境騒音・振動測定地点



II 騒音・振動公害の防止対策

騒音規制法・振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内にある工場・事業場の事業活動と建設作業に伴う騒音・振動を規制できることとなっています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例で規制対象施設、規制する地域指定等について前記2法を補完しています。さらに本市では、公害未然防止のため指導指針を定め、静穏な市民生活環境の保持に努めています。

1 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場の騒音・振動防止対策については、様々な防止技術が用いられていますが、大別すると発生源対策と伝搬防止対策の二つに分けられます。さらに、対策により問題が解決されない場合、最終的には移転等も考えられます。

表－7 騒音規制法・振動規制法に基づく規制基準

騒音〔（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（平成13年3月31日 富士市告示第21号）〕

振動〔（昭和51年11月10日 環境庁告示第90号）（平成13年3月31日 富士市告示第22号）〕

騒音規制法				振動規制法		
区域の区分	時間の区分 昼間 8～18時	朝方 6～8時	夜間 22～6時	区域の区分	時間の区分 昼間 8～20時	夜間 20～8時
		夕方 18～22時				
第1種区域	50	45	40	第1種区域の1	60	55
第2種区域	55	50	45	第1種区域の2	65	55
第3種区域	65	60	55	第2種区域の1	70	60
第4種区域	70	65	60	第2種区域の2	70	65

単位：dB(デシベル)

騒音に係る規制基準については、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における規制基準並びに第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から同区域内の30メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dB減じた値としています。

振動に係る規制基準については、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dB減じた値としています。

表－8 規制区域の区分（振動規制法による区域区分は騒音規制法の区域区分に準ずる）

〔（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の5）（平成13年3月31日 富士市告示第21号、22号）〕

騒音規制法	振動規制法	該当地域
第1種区域	第1種区域の1	都市計画法による 第一種低層住居専用地域 並びにこれに相当する地域 " 第二種低層住居専用地域 "
第2種区域	第1種区域の2	" 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整区域 "
第3種区域	第2種区域の1	" 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域(弥生新田周辺) "
第4種区域	第2種区域の2	" 工業地域 工業専用地域 一部の市街化調整区域(浮島工業団地) "

※工業専用地域については、騒音規制法・振動規制法ともに適用除外であるが、県生活環境の保全等に関する条例で、第4種区域(騒音)、第2種区域の2(振動)にそれぞれ該当する。

(1) 騒音に係る特定施設（令和5年3月31日現在）

表－9 騒音規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,062	165	7	木材加工機械	246	80
2	空気圧縮機及び送風機	3,268	302	8	抄紙機	156	57
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	74	22	9	印刷機械	237	47
				10	合成樹脂用射出成形機	377	37
4	織機	251	2	11	鋳造型機	4	2
5	建設用資材製造機械	12	10	計		5,689	725
6	穀物用製粉機	2	1				

表－10 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	2,695	293	8	製紙機械及び紙加工機械	362	64
2	空気圧縮機及び送風機	1,867	153	9	印刷機械	55	12
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	67	19	10	合成樹脂用射出成形機	32	4
				11	鋳造型機	2	2
4	織機	8,030	25	12	クーリングタワー	230	26
5	建設用資材製造機械	7	3	13	集じん施設	426	7
6	穀物用製粉機	0	0	14	冷凍機	6,083	603
7	木材加工機械	313	87	計		20,169	1,298

(2) 振動に係る特定施設 (令和5年3月31日現在)

表-11 振動規制法に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	1,075	147	6	木材加工機械	24	16
2	圧縮機	1,505	320	7	印刷機械	120	29
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	81	23	8	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機	6	0
4	織機	16	0	9	合成樹脂用射出成形機	366	32
5	コンクリートブロックマシン並びに	6	1	10	鋳造型機	1	1
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械			計	3200	569	

表-12 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設数及び事業場数

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1	金属加工機械	382	40	6	木材加工機械	7	5
2	圧縮機	2,124	168	7	印刷機械	50	11
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	66	18	8	ゴム練用又は合成樹脂 練用のロール機	0	0
4	織機	0	0	9	合成樹脂用射出成形機	45	5
5	コンクリートブロックマシン並びに	0	0	10	鋳造型機	0	0
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械			計	2,674	247	

※表-9～12において、1つの事業場に2種類以上の施設が設置されている場合、事業場数は主要な施設名の欄1ヶ所にのみ計上。

(3) 工場立入指導

騒音・振動に関する苦情の発生源事業場等については、その都度調査を行い、苦情解決に向けて対策を指導しています。

また、従業員300人以上の事業場については、年2回(1月及び7月)の騒音・振動自主測定及び騒音防止対策の啓発指導を行っています。

2 特定建設作業の騒音・振動

建設工事の現場では、くい打、ブレーカー、掘削、解体作業などに伴い、騒音・振動が発生します。発生期間は短いものの、騒音・振動レベルが高い工事は、特定建設作業として規定し、施工者に対する届出義務と規制基準の遵守が定められています。市では、施工者に対し、届出時に住民への事前の工事説明を含め周囲へ配慮するよう指導しています。

表-13 特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準

〔（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）（平成13年3月31日 富士市告示第21号）〕

特定建設作業	基準の区分 騒音の 基準値	時間帯		期間	
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域
1. くい打機等を使用する作業	85dB (デシベル)	7:00～19:00 の 間で 1日10時間 以内	6:00～22:00 の 間で 1日14時間 以内	連続6日間以内	
2. びょう打機を使用する作業					
3. さく岩機を使用する作業					
4. 空気圧縮機を使用する作業					
5. コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業					
6. バックホウを使用する作業					
7. トラクターショベルを使用する作業					
8. ブルトナーを使用する作業					

※ 騒音の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと

※ 第1号区域：工場等の規制基準の「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、並びに「第4種区域のうち、学校や病院等から概ね80m以内の区域」

第2号区域：「第4種区域のうち、第1号区域以外の区域」

表-14 特定建設作業に伴う振動の規制に関する基準

〔（昭和51年11月10日 総理府令第58号）（平成13年3月31日 富士市告示第22号）〕

特定建設作業	基準の区分 振動の 基準値	時間帯		期間	
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域
1. くい打機等を使用する作業	75dB (デシベル)	7:00～19:00 の 間で 1日10時間 以内	6:00～22:00 の 間で 1日14時間 以内	連続6日間以内	
2. 鋼球を使用した建築物等の破壊作業					
3. 舗装版破碎機を使用する作業					
4. ブレーカーを使用する作業					

※ 振動の基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

※ 日曜日その他の休日等は、特例を除き行わないこと

※ 第1号区域：工場等の規制基準の「第1種区域の1」、「第1種区域の2」、「第2種区域の1」、並びに「第2種区域の2のうち、学校や病院等から概ね80m以内の区域」

第2号区域：「第2種区域の2のうち、第1号区域以外」

3 道路交通騒音・振動

本市では、苦情等を受理した際に、道路交通騒音・振動の測定調査を実施しています。

環境基準（表－2・3）や要請限度（表－15・16）と照らし合わせ、道路管理者等に対し改善要望を行い、道路沿線住民の生活環境の保全に努めています。

表－15 自動車騒音の限度

〔（平成12年3月2日 総理府令第15号）（平成13年3月31日 富士市告示第21号）〕

都市計画法による用途地域	区域の区分	車線数	
		1車線	2車線以上
第一種低層住居専用地域	a	昼65／夜55 (昼75／夜70)	昼70／夜65
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			(昼75／夜70)
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	b	(昼75／夜70)	
第二種住居地域			
準住居地域			
市街化調整区域			
近隣商業地域	c	昼75／夜70 (昼75／夜70)	
商業地域			
準工業地域			
一部の市街化調整区域(表-1参照)			
工業地域			
工業専用地域	除外		

単位：dB(デシベル)

※ 昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～翌日の午前6時）

※ 欄内の括弧内の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度値

表－16 道路交通振動の限度

〔（昭和51年11月10日 総理府令第58号）（平成13年3月31日 富士市告示第22号）〕

区域の区分	昼間	夜間
	8時～20時	20時～翌8時
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

単位：dB(デシベル)

4 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道に係る障害については、「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき、沿線住民の良好な生活環境を保全するための対策として、住宅の防音・防振工事等が逐次実施されてきました。騒音レベル 80dB(デシベル)以上の住宅に対する防音工事については、昭和 55 年度までにほぼ終了しています。

令和 4 年度は、地域類型・軌道構造の異なる 5 測定点で調査を実施し（表-18、図-4）、4 測定点において環境基準を超過していました。市では測定結果を東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）に報告し、環境基準超過地点での低減対策を依頼しています。なお、測定地④については周辺で、防音壁を含む大規模工事が行われていたため、令和 4 年度は実施していない。

表-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準〔昭和 50 年 7 月 29 日 環境庁告示第 46 号〕

地域の類型	基準値
I（主として住居の用に供される地域）	70 dB 以下
II（商工業の用に供される地域等 I 以外の地域）	75 dB 以下

※午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用

図-4 新幹線騒音測定地点



表-18 令和4年度新幹線鉄道騒音測定結果

測定番号		①	②	③	④	⑤	⑥
測定年月日		R4. 10. 14	R4. 10. 14	R4. 10. 14	-	R4. 10. 25	R4. 10. 25
測定場所		境499-1 付近	江尾186-2 付近	川尻37 付近	前田110 付近	宮島160-1 付近	中之郷3188-3 付近
用途地域 (地域類型)		市街化調整区域 (I)	第一種住居 (I)	市街化調整区域 (I)	工業地域 (II)	第一種住居 (I)	第一種住居 (I)
東京起点からの距離(km)		125.595	126.556	127.825	133.675	136.011	139.418
測定地点側の軌道(上り・下り)		下り	下り	上り	上り	上り	上り
構造物の 種類	種類	盛土	鉄桁	架道橋	高架橋	盛土	盛土
	軌道面の高さ (m)	7.7	9.8	5.7	6.8	7.0	0.9
軌道の種類		バラスト (マット有)	無道床	バラスト (マット有)	バラスト (マット有)	バラスト (マット無)	バラスト (マット無)
防音壁	種類	直型	側方遮音壁	直型+嵩上	直型+嵩上	直型+嵩上	直型 (吸音材)
	軌道面から の高さ(m)	2.0	2.0	2.0+0.9	2.0+0.9	2.0+0.9	4.0
測定結果 騒音レベル (dB)	25m地点	72	75	70	-	71	71
	50m地点	71	74	67	-	65	66
全測定本数 (上り・下り)		20本 (11・9)	20本 (9・11)	20本 (11・9)	-	20本 (11・9)	20本 (9・11)
環境基準適否		×	×	○	-	×	×

※ 騒音レベル(dB)は、連続20本中上位10本のエネルギー平均値を使用

※ 軌道中心から25m地点の騒音レベルで、環境基準適否を評価

※ ④地点について、近くで防音壁を含む工事が長期間行われていたため、R4年は測定せず

〈参考〉環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB(デジベル)以下
II	75dB(デジベル)以下

5 近隣騒音

深夜営業店からの騒音、街頭宣伝などの拡声器騒音、家庭からの生活騒音などの近隣騒音は、影響範囲は狭いものの、被害者にとっては深刻な問題となるケースが多い一方、当事者間のコミュニケーションにより事態が好転する例も多いのが特徴です。

そのため、市では、近隣相互のモラル向上や生活上のルールが重要であると考え、地域の実情に合わせた対処をしています。

また、深夜の飲食店営業に係る騒音は近年増加傾向にあります。深夜営業に伴って発生する営業騒音は、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で規制されており、それに基づいて指導しています。

騒音計・振動計の貸し出しについて

市では、公害防止等を目的に、市民の方などへ騒音計及び振動計の貸出を行っております。

貸出にあたっては、事前にご予約が必要となりますので、ご希望の方は必ず電話又は窓口でお申し込みください。

なお、お申し込みをいただいた際に、機器の在庫があればすぐに貸出できますが、貸出中の場合には、お待ちいただく場合もございますのでご了承ください。

- 貸出対象者** 以下のいずれかに該当する方
- ・市内に在住・在勤されている方
 - ・市内で事業を行っている方（ただし営利目的での使用は除く。）
 - ・市内で特定建設作業を行う事業者 など

使用場所 市内に限ります。

貸出期間 原則、貸出日から一週間以内とします。返却期限は厳守してください。

※ 測定計器は精密機器ですので、落としたりぶついたりされないよう、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。

